

施工体制点検特別調査班立入調査について (施工体制Gメン)

令和3年5月27日

奈良県 技術管理課

■要旨

建設工事の品質確保では、適正な施工体制、適正な下請契約を実施されることが必要となります。そこで、工事現場の適正な施工体制の確保を図り、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、建設業の健全な発達を促進することを目的とし、施工体制Gメンが施工現場への立ち入り調査を行い建設業法等に照らし不適切な事項があった場合、指導することにより、一律に工事成績評定（法令遵守違反）に反映しています。

立入調査については施工体制Gメンが行い、当該調査結果に基づく不適切な事項については、建設業法や入札参加停止要領等の所管課である建設業・契約管理課に報告することとしている。

このことにより、違反事実の軽重を踏まえ、より厳密な指導・処分の適用や指導・処分内容に伴う工事成績評定への反映を行うものである。

*この内容はH25年4月1日以降に施工現場への立入調査を実施するものから適用する。

■実施要領第6条(業者指導)第1項

～第6条第1項(施工体制Gメンの行為)～

これまで、施工体制Gメンは、建設業法、建設工事請負契約書(以下、「建設業法等」という。)に照らして不適切な事項があった場合は「指導書」を交付し、工事成績評定への反映等を行ってきましたが、平成25年度以降は「確認書」の交付を行っています。

■実施要領第6条(業者指導)第2項

～第6条第2項(関係者への報告)～

施工体制Gメンは「確認書」を交付した場合、建設業者の不正行為等に対する監督処分等及び入札参加停止の措置を検討する建設業・契約管理課に報告するとともに、監督員に対し報告します。

監督員は受注者に対して指示書を交付し、適切な施工体制の確保を指導します。

調 査 対 象

- ・県土マネジメント部、食と農の振興部、水循環・森林・景観環境部及び水道局発注の工事を受注した現場
- ・今年度も、新型コロナウイルス感染予防対策を行った上で現場立入調査を実施中
- ・必要な場合は建設業法第28条第3項に基づく監督処分等を行う

確認書の交付事例（過去5年間）

●確認書を交付した理由

- ・専任が必要な工事において主任(監理)技術者が専任していない
- ・施工体系図に記載がない業者が施工していた
- ・一部業者の施工体制台帳作成されていなかった。

立入調査実施時の確認書交付対象

項 目	内 容
主任(監理)技術者等の専任(常駐)制	①専任が必要な期間に主任(監理)技術者が専任していない
	②現場代理人が常駐していない
各種掲示の不備	①施工体系図等の掲示場所が適正でない (建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化促進に関する法律により「工事関係者が見やすい」「公衆が見やすい」場所に掲示)
施工体制台帳の不備	①施工体制台帳が作成されていない、又は現場ごとに備え付けられていない
法令違反の恐れ	①過積載の恐れが認められた(搬出記録により確認)
下請業者の状況	①施工体系図に記載がない業者が施工している
	②専任が必要な下請業者の主任技術者が専任していない

その他の指導対象

項 目	内 容
配置技術者等の専任(常駐)	①主任(監理)技術者の専任、現場代理人の常駐に関して疑義がある
施工体制台帳の不備	①施工体制台帳の記載内容に誤りがある
	②配置技術者が工事に主体的に関与していることが不明(書類に確認印等がない等)
下請業者の状況	下請業者の主任技術者の資格を元請が確認していない

施工体制台帳について

建設業法 第24条の8第1項より、下請契約を行う公共工事について、以下の①、②が必要となります。

①施工体制台帳を作成し、発注者に提出

（令和3年4月1日以降に契約を締結する建設工事において、施工体制台帳の記載事項として
監理技術者補佐の氏名等の追加や、「作業員名簿」を施工体制台帳の一部として作成が必要。

→後ほど、建設業・契約管理課より記載例等を用いて説明します）

②施工体制台帳を現場毎に常備

（発注者へは写しを提出）

※ASP対象工事については原則提出不要、但し電子閲覧出来ること

奈良県公契約条例について

○法令の遵守

奈良県公契約条例が平成26年7月10日に制定され、平成27年4月1日から施行されていますので、法令を遵守して下さい。(奈良県会計局ホームページ参照)

なお、この条例に該当する工事は、入札条件の中に記載されています。

○労働者への明示

予定価格が3億円以上の工事にあっては、労働者に対して、「特定公契約であること、関係法令の遵守を約していること、法令遵守していない場合に奈良県等に申し出ができること」を、

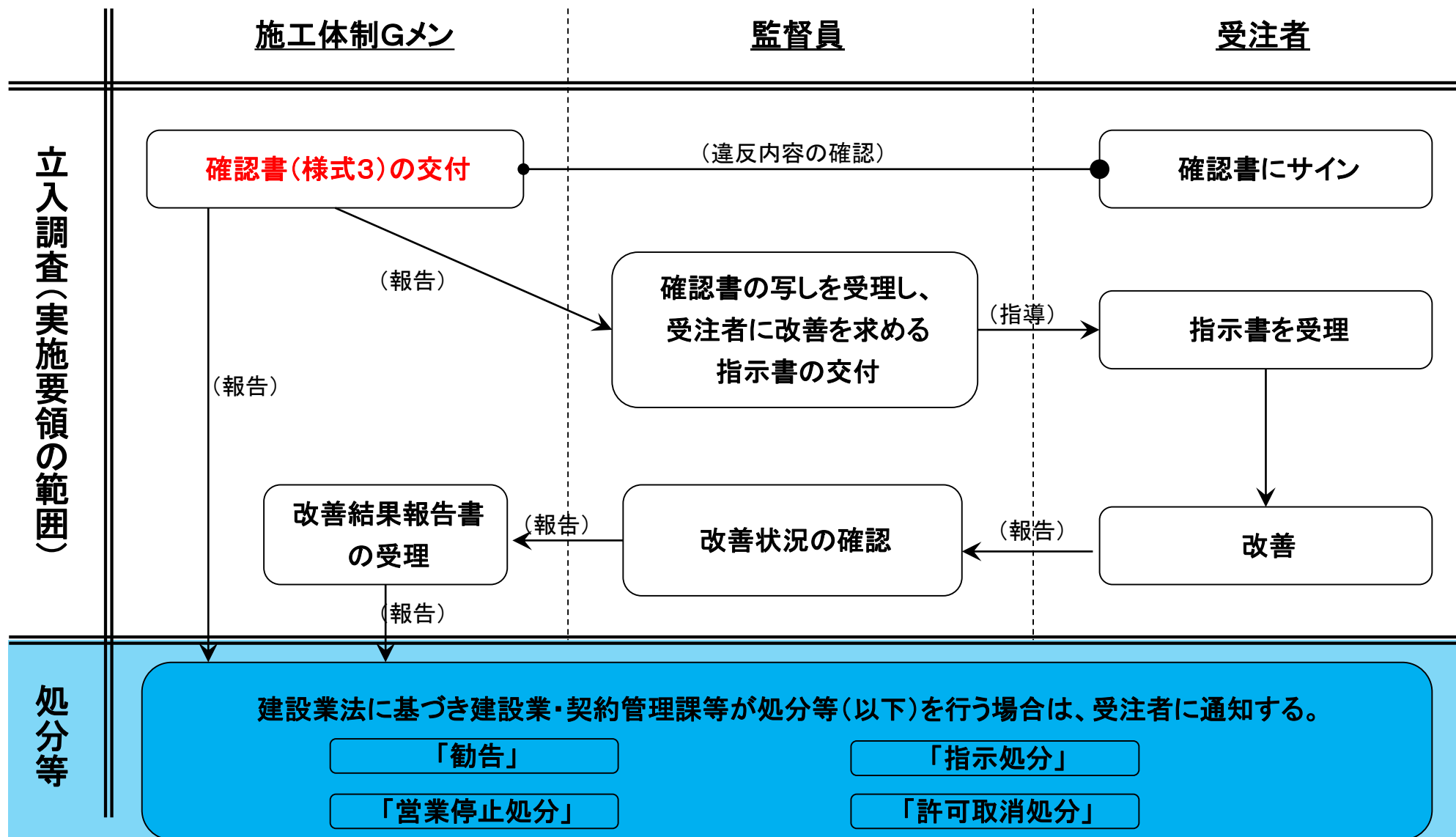
①作業場の見やすい場所への提示

②当該事項を記載した書面の配布・受領

①または②により明示する必要があります。

参考(行政指導又は処分について)

■調査フロー図(違反があった場合)



■監督員から改善指示があった場合の減点①

別紙－１①

考查項目別運用表

		(主任監督員)				
考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である ☐ 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	不適切である ☐ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		●評価対象項目 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。 ☐ 施工計画書を、工事着手前に提出している。 ☐ 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 ☐ 品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。 ☐ 元請が下請の作業成果を検査している。 ☐ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 ☐ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 ☐ 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。 ☐ 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 ☐ 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。 ☐ その他（理由：_____） ●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・・・・・・b 評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　％）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				
	II. 配置技術者（現場代理人等）	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である ☐ 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	不適切である ☐ 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		●評価対象項目 【全体を評価する項目】 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。 ☐ 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 【現場代理人を評価する項目】 ☐ 現場代理人が、工事全体を把握している。 ☐ 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。 ☐ 監督職員への報告を適時及び的確に行っている。 【監理（主任）技術者を評価する項目】 ☐ 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。				

施工体制Gメンにより「確認書」が交付され、監督職員が文書による改善指示を行った場合、工事成績評定要領のとおり、主任監督員が評価する考查項目別運用表の施工体制（施工体制一般、配置技術者）において、“d”評価（最大2項目）となります。

■監督員から改善指示があった場合の減点②

様式 評第2号 (第5条関係)

工事成績採点表 [竣工、出来形、中間]

平成 年 月 日 作成
事務所

工 事 名		契約金額(最終)																																
受注者名																工 期		平成 年 月 日 から 平成 年 月 日						完 成 年 月 日		平成 年 月 日								
		主任監督員					総 括 監 督 員							検査員 (出来形)						検査員 (中 間)						検査員 (竣 工)								
		氏名					氏名							氏名						氏名						氏名								
考査項目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																												
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																												
2. 施工状況	I 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15																					
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15																					
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																												
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20
	II. 品 質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
	III. 出来ばえ													+5.0		+2.5		0	-5		+5.0		+2.5		0	-5		+5.0		+2.5		0	-5	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 ※2						+ 20.0 ~ 0																											
5. 創意工夫等	I. 創意工夫等 ※3	+7.0		~	0																													
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0																							
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		± . 点					± . 点							± . 点						± . 点						± . 点								
評定点(65点±加減点合計) ※1		① . 点					② . 点							③ . 点						③ . 点						④ . 点								
評 定 点 計		_____点 ○出来形・中間検査があった場合: (① _____点×0.4+② _____点×0.2+③ _____点×0.2+④ _____点×0.2) = _____点 ※但し、③(出来形、中間)が2回以上の場合は平均値 ○出来形・中間検査がなかった場合: (① _____点×0.4+② _____点×0.2+④ _____点×0.4) = _____点																																
7.法令遵守等 ※7							点																											

主任監督員が評価する考査項目別運用表が“d”評価となると、工事成績表定点は1項目あたり2点減点(−5×40%(主任監督員の評定割合))となります。

(2項目該当する場合は、4点減点となります。)

■勧告、入札参加停止（監督処分）となった場合の減点

考查項目別運用表

(総括監督員)

考 査 項 目	法 令 遵 守 等 の 該 当 項 目 一 覧 表		【□ 項目該当なし】
7. 法令遵守等	措 置 内 容	点 数	
☒	1. 入札参加停止3ヶ月以上	20点	
☐	2. 入札参加停止2ヶ月以上3ヶ月未満	15点	
☐	3. 入札参加停止1ヶ月以上2ヶ月未満	13点	
☐	4. 入札参加停止2週間以上1ヶ月未満	10点	
☐	5. 文書注意	8点	
☐	6. 口頭注意	5点	
☐	7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	3点	
☐	8. その他 (理由:)	点	
☐	9. 項目該当なし		
① 本考查項目（7.法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。 ② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。 ④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8. その他の項目で減する措置を行う。 【上記で評価する場合の適応事例】 1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。 2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。 3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は告訴された。 6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法、建設工事請負契約書に違反し、処分、措置又は勧告がなされた。（主任監督員が評価するⅠ.施工体制一般及びⅡ.配置技術者の項目との二重評価は行わない。） 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。			

6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法、建設工事請負契約書に違反し、処分、措置又は勧告がなされた。（主任監督員が評価するⅠ.施工体制一般及びⅡ.配置技術者の項目との二重評価は行わない。）

拡大

県土マネジメント部土木工事成績評定要領のとおり、建設業法等に違反し、勧告（行政指導）となった場合、総括監督員が評価する考查項目別運用表の法令遵守等の措置内容は“文書注意”に該当し、8点減点となります。また、監督処分（指示処分、営業停止処分）を受け、入札参加停止となった場合は、違反のあった工事現場の成績評定は入札参加停止期間に応じた減点（10～20点）となります。ただし、主任監督員が評価する考查項目別運用表（d評価）との二重の減点評価は行いません。



参考「工事成績評定」への反映について

■処分等に対する成績評定の減点（Gメンフローとの対比）

施工体制Gメン

監督員

受注者

成績評定の減点

立入調査（実施要領の範囲）

処分等

確認書（様式3）の交付

（違反内容の確認）

確認書にサイン

（報告）

確認書の写しを受理し、
受注者に改善を求める
指示書（※1）の交付

（指導）

指示書を受理

（報告）

改善結果報告書
の受理

（報告）

改善状況の確認

（報告）

改善

（報告）

建設業法に基づき建設業・契約管理課等が処分等（以下）を行う場合は、受注者に通知する。

「 勧告（※2） 」

「 指示処分（※3） 」

「 営業停止処分（※3） 」

「 許可取消処分 」

18

指示書（※1）を交付された場合

施工体制（考査項目）で最大4点
減点となる。

・「施工体制一般」で2点減点

・「配置技術者」で2点減点

注）勧告書、入札参加停止による
減点との二重減点は行わない。

勧告書（※2）を交付された場合

法令遵守等（考査項目）で8点減
点となる。

指示処分（※3）、営業停止処分（※3）に伴う入札参加停止

以下のとおり、法令遵守等（考査項目）で入札停止期間に応じた減点となる。

・入札参加停止3ヶ月以上 ……20点 ・入札参加停止2ヶ月以上3ヶ月未満…15点

・入札参加停止1ヶ月以上2ヶ月未満…13点 ・入札参加停止2週間以上1ヶ月未満…10点

低入札価格調査制度について

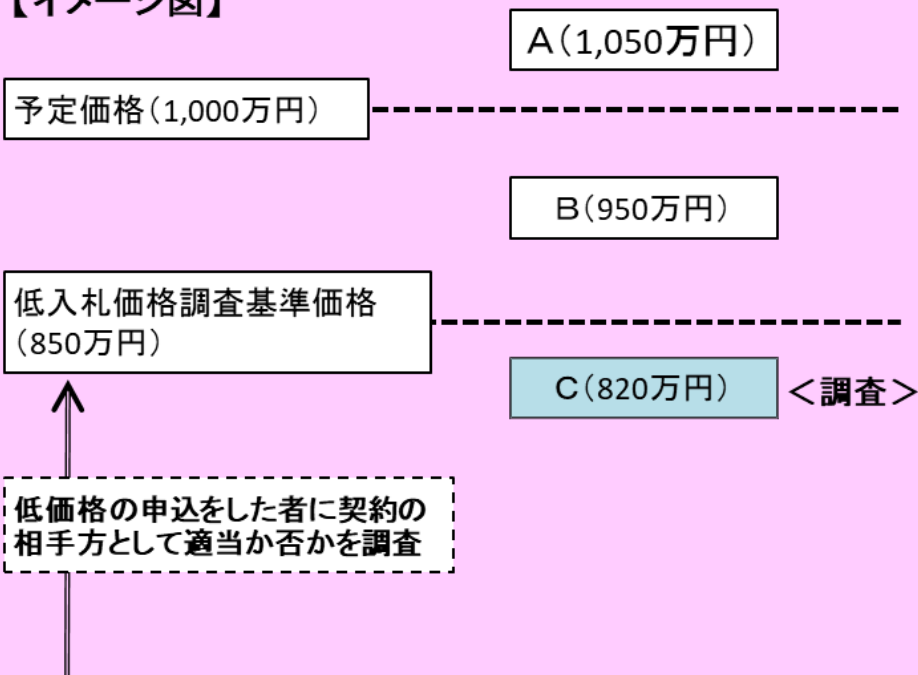
令和3年5月27日

奈良県 技術管理課

低入札価格調査制度について

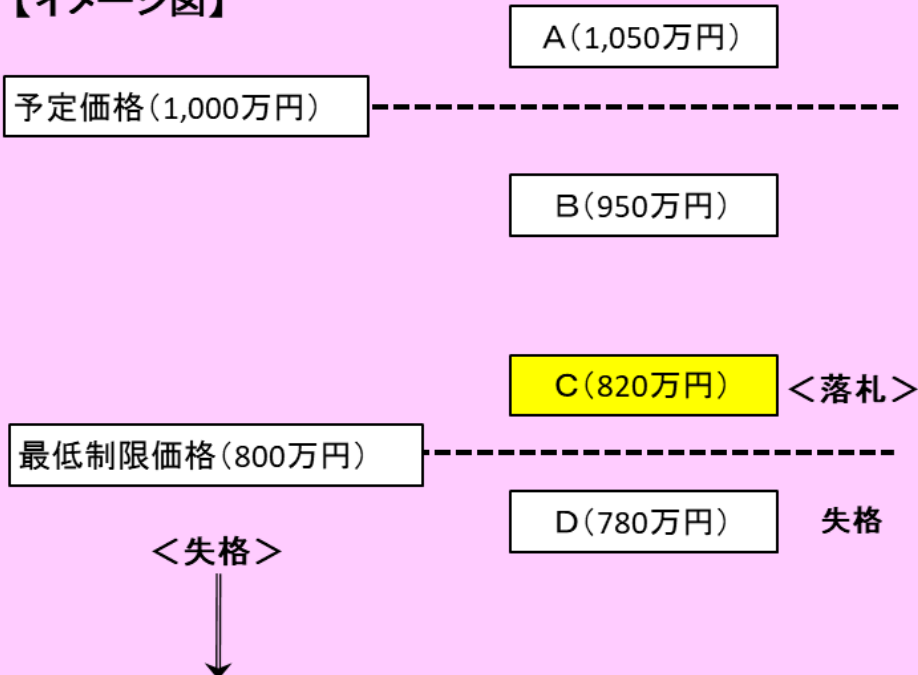
○低入札価格調査制度

【イメージ図】



○最低制限価格制度

【イメージ図】



低入札価格調査の対象

- ・ ○低入札価格調査制度の対象工事は次に掲げるものとする。
 - (1) 総合評価落札方式を適用する建設工事
 - (2) その他発注者が必要と認めた工事

低入札価格調査の調査事項

- | | |
|-------------------------------------|---------------------------------------|
| (1) 当該価格で入札した理由 | (10) 建設副産物等に関する事項 |
| (2) 入札価格の積算内訳 | (11) 品質確保体制に関する事項 |
| (3) 契約対象工事箇所及び調査対象者の
事務所、倉庫等との関連 | (12) 安全衛生管理体制に関する事項 |
| (4) 手持ち工事の状況 | (13) 調査対象者が受注した本県発注工事を
含む公共工事の成績状況 |
| (5) 手持ち資材の状況 | (14) 調査対象者の経営内容及び経営状況 |
| (6) 資材の調達に関する事項 | (15) 調査対象者の信用状態 |
| (7) 手持ち機械の状況 | (16) その他の必要な事項 |
| (8) 労務者の具体的供給見通し | |
| (9) 過去に施工した公共工事名及びその発注者等 | |

低入札価格調査制度について

低入札工事での品質確保体制の強化と参入制限

	奈良県低入札価格調査制度に係る取扱要領より抜粋
配置技術者の追加配置	主任(監理)技術者とは別に同等程度の技術者を専任で1名配置
低入札で契約した場合の入札参加制限	○県土マネジメント部・食と農の振興部・水循環・森林・景観環境部・水道局を問わず入札参加制限 ○単体・JVを問わず入札参加制限 建設工事における過去2カ年度の工事成績評定点の平均値※が ・75点未満 単体・JVを問わず、当該契約対象工事の完成・引渡が完了するまでの期間、新たな工事への参入を認めない。 ・75点以上 単体・JVを問わず、当該契約対象工事の完成・引渡が完了するまでの期間、調査基準価格を下回る価格(低入札)での応札を認めない(失格) 平均値は、県土マネジメント部の平均値又は食と農の振興部、水循環・森林・景観環境部の平均値又は水道局の平均値のうちいずれか低い値を採用 ※平均点の算定については、技術管理課ホームページの「低入札価格調査制度について」の別紙1を参照して下さい。
低入札で契約した場合の監督強化	重点監督による品質強化 県土マネジメント部土木工事重点監督要領 県土マネジメント部建築工事重点監督要領 水道局建設工事重点監督要領 食と農の振興部土木工事重点監督要領 水循環・森林・景観環境部土木工事重点監督要領

施工体制台帳の県様式記載項目 及び様式の追加について

令和3年5月27日

奈良県 建設業・契約管理課

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第30号）、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第69号）等により、施工体制台帳の記載事項として、新たに監理技術者補佐の氏名等が追加されるとともに、いわゆる「作業員名簿」を施工体制台帳の一部として作成することとされた。

< 改正の内容 >

- 施工体制台帳の県様式<標準例及び記載例>に記載項目を追加するとともに、新たな様式を設定する。

追加する項目

①監理技術者補佐名

②事務所ID、現場ID

③<施工体系図>

代表者、許可番号、一般特定の別、
主任技術者の特定専門工事の該当

新たな様式

作業員名簿

<適用時期>

令和3年4月1日以降に契約を締結する建設工事から適用

平成7年6月20日
建設省経建発第147号

最終改正：令和3年3月2日
国不建第404～405号

各地方整備局等建設業担当部長
各都道府県建設業主管部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

施工体制台帳の作成等について（通知）

建設業法の一部を改正する法律（平成6年法律第63号）により、平成7年6月29日から特定建設業者に施工体制台帳の作成等が義務付けられ、また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）の適用対象となる公共工事（以下単に「公共工事」という。）は、発注者へその写しの提出等が義務付けられることとなった。さらに、建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）により、平成27年4月1日から、公共工事については、発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結する場合には下請金額にかかわらず施工体制台帳の作成等が義務付けられることとなった。加えて、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第30号）、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第69号）等により、施工体制台帳の記載事項として、新たに監理技術者補佐の氏名等が追加されるとともに、いわゆる「作業員名簿」を施工体制台帳の一部として作成することとされるなど、所要の改正が行われた。

このため、これらの的確な運用に資するため、施工体制台帳の作成等を行う際の指針を下記のとおり定めたので、貴職におかれては、十分留意の上、事務処理に当たって遺漏のないよう措置されたい。

記

（略）

施工体制台帳の県様式記載項目及び様式の追加について

様式－８（１）

《参 考》

施工体制台帳 様式例-1

年月日： 令和3年4月2日

施 工 体 制 台 帳

【会社名・事業者ID】 (株) ○ ○ 建 設 ・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
【事務所名・現場ID】 奈良市登大路町 △△工事作業所・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

建設業の許可	許可業種	許可番号		許可（更新）年月日	
	土木	大臣 特定	第 ○○○○ 号	○○年 ○月 ○日	
	工事業	知事 一般	第 ○○○○ 号	○○年 ○月 ○日	
	工事業	大臣 特定	第 ○○○○ 号	年 月 日	
		知事 一般	第 ○○○○ 号	年 月 日	

工事名称及び工事内容	△△△△工事 工事延長 L=200m、現場打側溝 1=200m、擁壁工 1=20m				
発注者名及び住所	〒○○○-○○○○ 奈良市 ○○町 ○○ 0742-22-○○○○				
工 期	自 令和 3 年 4 月 2 日	至 令和 4 年 3 月 1 5 日	契約日	令和 3 年 4 月 1 日	

契 約 営業所	区分	名 称	住 所
	元請契約	奈良本社	奈良市○○町○○
	下請契約	奈良本社	奈良市○○町○○

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	区 分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		下請契約	奈良本社	○○-○○○ ○○○	○○-○○○ ○○○	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	

発注者の監督員名	○○土木事務所 ○○ ○○	権限及び意見 申出方法	請負契約書第9条記載のとおり 書面による
----------	------------------	----------------	-------------------------

監督員名	(株) ○○建設 山田 太郎	権限及び意見 申出方法	下請負契約書記載のとおり 書面による
現 場 代理人名	(株) ○○建設 山本 太郎	権限及び意見 申出方法	請負契約書第10条記載のとおり 書面による
監理技術者名 主任技術者名	専任 (株) ○○建設 田中 次郎	資格内容	1 級土木施工管理技士
監理技術者 補佐名		資格内容	
専 門 技術者名		専 門 技術者名	
資格内容		資格内容	
担 当 工事内容		担 当 工事内容	

一号特定技能外国人の従事状況（有無）	有 無	外国人建設就労者の従事状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の従事状況（有無）	有 無
--------------------	-----	-------------------	-----	-------------------	-----

様式－８（２）

《参 考》

施工体制台帳 様式例-2

<<下請負人に関する事項>>

会社名・事業者ID	△△建設（株） ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	代表者名	○○ ○○
住 所 電話番号	〒○○○-○○○○ 大和郡山市 ○○ (TEL 0743 - 12 - ○○○○)		
工事名称及び 工事内容	△△△△工事 現場打側溝 1=200m		
工 期	自 令和 3 年 4 月 9 日 至 令和 4 年 2 月 1 0 日	契約日	令和 3 年 4 月 8 日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号		許可（更新）年月日	
	土木	大臣 特定	第 ○○○○ 号	○○年 ○月 ○日	
	工事業	知事 一般	第 ○○○○ 号	○○年 ○月 ○日	
	工事業	大臣 特定	第 ○○○○ 号	年 月 日	
		知事 一般	第 ○○○○ 号	年 月 日	

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外	
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
	本社	〇〇-〇〇〇 〇〇〇	〇〇-〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇			

現場代理人名	中山 三郎
権限及び 意見申出方法	下請契約書記載のとおり 書面による
※主任技術者名	専任 大阪 四郎 非専任
資 格 内 容	1 級土木施工管理技士

安全衛生責任者名	中 山 三 郎
安全衛生推進者名	同 上
雇用管理責任者名	京 都 五 郎
※専門技術者名	
資 格 内 容	
担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事状況（有無）	有 無	外国人建設就労者の従事状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の従事状況（有無）	有 無
--------------------	-----	-------------------	-----	-------------------	-----

施工体制台帳の県様式記載項目及び様式の追加について

様式-8(3)

《参 考》

施工体制台帳 様式例-3

年月日： 令和3年4月9日

再 下 請 通 知 書

直近上位
注文者名

(株) ○ ○ 建設

【報告下請負業者】

住 所 大和郡山市 ○○

元請名称・
事業者ID

(株) ○ ○ 建設

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

会社名・
事業者ID

△△建設(株)

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

代表者名

○○ ○○

<<自社に関する事項>>

工事名称 及び 工事内容	△△△△工事 現場打側溝 1=200m					
工 期	自	令和 3 年	4 月	9 日	注文者との 契 約 日	令和 3 年 4 月 8 日
	至	令和 4 年	2 月	1 0 日		

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号		許可（更新）年月日
	土木 工事業	大臣 特定 知事 一般	第 〇〇〇〇 号	〇〇年 〇月 〇日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		☒ 加入 ☐ 未加入 適用除外	☒ 加入 ☐ 未加入 適用除外	☒ 加入 ☐ 未加入 適用除外	☒ 加入 ☐ 未加入 適用除外		
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険		厚生年金保険		雇用保険
		本社	〇〇－〇〇〇 〇〇		〇〇－〇〇〇 〇〇		〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

監 督 員 名	中山 三郎
権限及び 意見申出方法	下請契約書記載のとおり 書面による
現場代理人名	中山 三郎
権限及び 意見申出方法	下請契約書記載のとおり 書面による
※主任技術者名	<u>専任</u> 大阪 四郎 <u>非専任</u>
資 格 内 容	1 級土木施工管理技士

安全衛生責任者名	中 山 三 郎
安全衛生推進者名	同 上
雇用管理責任者名	京 都 五 郎
※専門技術者名	
資 格 内 容	
担当工事内容	

一号特定技能外国人の 従事状況（有無）	☒ 有 ☐ 無	外国人建設就労者の 従事状況（有無）	☒ 有 ☐ 無	外国人技能実習生の 従事状況（有無）	☒ 有 ☐ 無
------------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--

様式-8(4)

《参 考》

施工體制台帳 樣式例-4

《再下請負關係》

再下請業者及び再下請契約関係について次にとおり報告いたします。

会社名・ 事業者ID	☐ ☐ 組 			代表者名		
住 所 電話番号	〒 - 大和高田市 (TEL 0745 - 12 -)					
工事名称 及び 工事内容	△△△△工事 鉄筋工					
工 期	自	年	月	日	契約日	年 月 日
	至	年	月	日		

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許可番号		許可（更新）年月日
	鉄筋 工事業	大臣 特定 知事 一般	第 〇〇〇〇 号	〇〇年 〇月 〇日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険			
		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外			
	事業所 整理記号等	営業所の名称		健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		本社		〇〇－〇〇〇 〇〇〇		〇〇－〇〇〇 〇〇〇		〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	

現場代理人名	兵庫 六郎
権限及び 意見申出方法	下請契約書記載のとおり 書面による
※主任技術者名	専任 兵庫 六郎 <u>非専任</u>
資格内容	2級建築施工管理技士

安全衛生責任者名	兵庫 六郎
安全衛生推進者名	同上
雇用管理責任者名	滋賀 七郎
※専門技術者名	
資 格 内 容	
担当工事内容	

一号特定技能外国人の 従事状況（有無）	有 ☐ 無 ☒	外国人建設就労者の 従事状況（有無）	有 ☐ 無 ☒	外国人技能実習生の 従事状況（有無）	有 ☐ 無 ☒
------------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	--

施工体制台帳の県様式記載項目及び様式の追加について

様式－8(5)

(参考)

施工体制台帳 様式例-5

工事作業所災害防止協議会兼施工体系図

発注者名	奈良県知事 ○○○○
工事名称	△△△△工事

工期	自	令和3年4月2日
	至	令和4年3月15日

元請名・事業者ID	(株)○○建設 ○○○○○○○○○○○○○○○○
監督員名	山田 太郎
監理技術者名 主任技術者名	田中 次郎
監理技術者補佐名	
専門技術者名 担当工事内容	
専門技術者名 担当工事内容	

元方安全衛生管理者

会長	統括安全衛生責任者
	田中 次郎

書記
大和 一郎

副会長	△△建設(株)
	中山 三郎

作業土工	会社名・事業者ID	△△建設(株) ○○○○○○○○○○○○○○○○
	代表者名	中山 治郎
	許可番号	29-000000
	一般 / 特定の別	一般
	安全衛生責任者	中山 三郎
	主任技術者	大阪 四郎
	特定専門工事の該当	無
	専門技術者	
工事	担当工事内容	現場打削溝の型枠、コンクリート打設
工期	3年4月9日～4年2月10日	

鉄筋工	会社名・事業者ID	□□組 ○○○○○○○○○○○○○○○○
	代表者名	□□ □□
	許可番号	00-000000
	一般 / 特定の別	特定
	安全衛生責任者	□□ □□
	主任技術者	□□ □□
	特定専門工事の該当	有
	専門技術者	
工事	担当工事内容	鉄筋加工、組み立て
工期	□年□月□日～□年□月□日	

	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般 / 特定の別	一般 / 特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
工事	担当工事内容	
工期	年 月 日 ～ 年 月 日	

コンクリート	会社名・事業者ID	□□土木(株) ○○○○○○○○○○○○○○○○
	代表者名	○○ ○○
	許可番号	27-000000
	一般 / 特定の別	一般
	安全衛生責任者	○○ ○○
	主任技術者	○○ ○○
	特定専門工事の該当	無
	専門技術者	
工事	担当工事内容	擁壁工の型枠、コンクリート打設
工期	○年○月○日～○年○月○日	

	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般 / 特定の別	一般 / 特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
工事	担当工事内容	
工期	年 月 日 ～ 年 月 日	

	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般 / 特定の別	一般 / 特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
工事	担当工事内容	
工期	年 月 日 ～ 年 月 日	

(注) 一次下請負人となる警備会社については、
商号又は名称、現場責任者名、工期を記入する。

施工体制台帳の県様式記載項目及び様式の追加について

様式－ 8 (6)

《参 考》

施工体制台帳 様式例-6

作 業 員 名 簿

(令和 □年 □月 □日作成)

事業所の名称 奈良市登大路町 △△工事作業所
・現場ID ○○○○○○○○○○○○○○○
所長名 □□ □□

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

一次会社名 △△建設(株)
・事業者ID ○○○○○○○○○○○○○○

元請
確認欄

提出日 令和 □年 □月 □日

(次)会社名
・事業者ID

番号	ふりがな	職種	※	生年月日	健康保険		建設業退職金 共済制度	教 育・資 格・免 許			入場年月日	
	氏名			年齢	年金保険		中小企業退職金 共済制度	雇入・職長 特別教育	技能講習	免 許	受入教育 実施年月日	
	技能者ID				雇用保険							
1	なら しかたろう	土木	①	昭和53年6月30日	健康保険組合		有			一級土木施工管理技士	令和3年3月8日	
	奈良 鹿太郎			厚生年金		無						
	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇			雇用保険	〇〇〇〇							年 月 日
2				年 月 日							年 月 日	
				歳								年 月 日
				年 月 日							年 月 日	
				歳								年 月 日
				年 月 日							年 月 日	
				歳								年 月 日
				年 月 日							年 月 日	
				歳								年 月 日
				年 月 日							年 月 日	
				歳								年 月 日

今回改正された各種様式については、奈良県建設業・契約管理課のHPに記載しております。

建設業・契約管理課

もどる

入札契約制度について

入札参加資格について

入札参加停止（指名停止）について

発注見直しについて

建設業・契約管理課

経営事項審査・建設業許可申請（相談を含む）には予約が必要です

経営事項審査の受審及び建設業許可申請（相談を含む）をご希望の場合は、**予約が必要です**。【予約専用電話：0742-27-7302】

※新型コロナウイルス感染予防の観点から、窓口審査に不安を感じられる方はご相談ください。

クリック

入札契約制度について

格付け基準

令和3・4年度 測量業者の格付け基準について

令和2・3年度建設工事（県内本店）に係る格付け基準

平成31・32年度 測量業者の格付け基準について

（参考）平成30・31年度建設工事（県内本店）に係る格付け基準

（参考）平成29・30年度 測量業者の格付け基準について

発注基準

建設工事等発注基準

最低制限価格等

建設工事に係る低入札価格調査基準価格及び最低制限価格

委託業務（設計・測量・調査等）の低入札価格調査基準価格及び最低制限価格

建設工事請負契約書

建設工事請負契約書等について

その他

現場代理人の要件等について

入札保証金適用範囲の拡大について

総合評価客札方式について（工事）

総合評価客札方式について（委託）

入札金額の内訳書の様式・記載例について

低入札価格調査制度について

中間前金払制度について

施工体制

施工体制台帳様式の標準例等について

施工体制確認調査

入札監視委員会

入札監視委員会について

クリック

県民情報 > 県の組織 > 県土マネジメント部 > 建設業・契約管理課 > 入札契約制度について > 施工体制台帳様式の標準例等について

施工体制台帳様式の標準例等について

令和3年4月

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第30号）、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第69号）等により、施工体制台帳の記載事項として、新たに監理技術者補佐の氏名等が追加されるとともに、いわゆる「作業員名簿」を施工体制台帳の一部として作成することとされるなど、所要の改正が行われた。

上記の改正に伴い、令和3年4月1日以降に契約する奈良県発注の建設工事にかかる施工体制台帳様式の標準例及び記載例を作成いたしましたので、ご利用下さい。

○令和3年4月1日以降に契約を締結する建設工事

- 標準例(xlsx 96KB) (excelファイル)
- 記載例(xlsx 114KB) (excelファイル)

○令和3年3月31日までに契約を締結した建設工事

- 標準例(xlsx 76KB) (excelファイル)
- 記載例(xlsx 84KB) (excelファイル)

クリック